

別記第1号様式

行政処分公表票

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	北海道公安委員会 第10000121号
	氏名又は名称	札幌工営株式会社
	代表者の氏名	安藤 朝夫
	主たる営業所の所在地	札幌市東区北7条東17丁目16番地
	処分に係る営業所の名称及び所在地	札幌工営株式会社 札幌市東区北7条東17丁目16番地
処分年月日	平成30年2月22日	
処分内容	営業停止命令（北海道公安委員会管轄区域内における1号警備業務） 平成30年3月12日から平成30年4月17日までの37日間	
処分理由・根拠法令	処分理由 立入検査により、警備員に対する教育義務違反が判明したもの 根拠法令 警備業法第21条第2項、 同法第45条、 同法第49条第1項、 同法第58条第10号 警備業法施行規則第38条、 同施行規則第66条第1項第6号	
処分を行った公安委員会	北海道公安委員会	